

- ICR のなかの「彼／彼の」など は、「彼女／彼女の」などの意味を含む。
- 200 全競技共通規程
- 200.1 FIS カレンダー大会はすべて、関連する FIS 規則の下に開催する。
- 200.2 組織と運営
各種競技会の組織と運営に関する規則や指示は、それぞれの規則を参照する。
- 200.3 参加
FIS カレンダーに掲載されている競技会には、所属国スキー連盟が適切に許可し、且つ、最新のクォータに従いエントリーされた選手が参加できる。
- 200.4 特別規程
FIS 理事会は、異なる参加資格基準がある国内または国際競技会を開催するために、各国スキー連盟に規則や規程を採用する権限を与えることができる。ただし、現行規則の範囲内であることを条件とする。
- 200.5 コントロール
FIS カレンダーに掲載されている全競技会は、FIS 技術代表（以下「TD」）により監督されなければならない。
- 200.6 選手、オフィシャル、コーチについて科され、公表されたあらゆる法的制裁は、FIS 及び各国スキー連盟に承認される。
- 201 競技会の分類及び種類
- 201.1 特別規則及び／または参加制限のある競技会
FIS 加盟国スキー連盟、またはこれらのスキー連盟に所属し連盟の承認を得たクラブは、近隣国スキー連盟またはそのクラブを、自らの開催する競技会に招待することができる。ただし、これらの競技会を国際競技会として公表、告知してはならない。告知の際に、その参加制限を明確にしなければならない。
- 201.1.1 特別規則及び／または参加制限のある競技会や、FIS 非加盟連盟を含む競技会を、FIS 理事会の承認する特別競技規則の下で開催することができる。そのような規則は、その告知の中で、公表されなければならない。
- 201.2 FIS 非加盟連盟の競技会
FIS 理事会は、FIS 加盟国スキー連盟が、競技会に FIS 非加盟連盟組織（軍隊など）を招待することや、そのような組織からの招待を受理することを承諾することができる。
- 201.3 競技会の分類
- 201.3.1 オリンピック冬季競技大会、FIS 世界選手権大会、FIS ジュニア世界選手権大会
- 201.3.2 FIS ワールドカップ
- 201.3.3 FIS コンチネンタルカップ
- 201.3.4 国際 FIS 競技会（FIS レース）
- 201.3.5 特別参加及び／または参加資格のある競技会
- 201.3.6 FIS 非加盟組織との競技会

- 201.4 FIS 競技 (FIS Disciplines)
競技とはスポーツの1つの分野であり、また、1つまたは複数の種目を含む。例えば、クロスカン트리ースキーは、FIS 競技であり、クロスカントリースプリントは、種目である。
- 201.4.1 FIS 競技の承認
新しい競技が、1つまたは複数の種目からなり、少なくとも25ヶ国と3大陸で広く行われている場合、FIS プログラムとして含むことができる。
- 201.4.2 FIS 競技からの除外
競技が少なくとも2つの大陸の12カ国のスキー連盟で行われない場合、FIS 総会はFIS プログラムからその競技を除外することができる。
- 201.5 FIS イベント
イベントは、スポーツの競技会、またはその競技の内の1つである。それは、順位（ランキング）がつけられ、メダル及び/またはディプロマが与えられる。
- 201.6 競技会のタイプ
国際競技会は、次からなる：
 - 201.6.1 ノルディック大会
クロスカントリー、ローラースキー、スキージャンプ、スキーフライング、ノルディックコンバインド、ノルディックコンバインド団体、ローラースキーまたはインラインを用いたノルディックコンバインド、スキージャンプ団体、プラスチックジャンプ台でのスキージャンプ、ポピュラークロスカントリーレース
 - 201.6.2 アルペン大会
滑降、回転、大回転、スーパー大回転、パラレル、複合、K0、団体
 - 201.6.3 フリースタイル大会
モーグル、デュアルモーグル、エアリアル、スキークロス、ハーフパイプ、スロープスタイル、団体
 - 201.6.4 スノーボード大会
スラローム、パラレルスラローム、大回転、パラレル大回転、スーパーG、ハーフパイプ、スノーボードクロス、ビッグエア、スロープスタイル、団体
 - 201.6.5 テレマーク大会
 - 201.6.6 フィルングライテン
 - 201.6.7 スピードスキー大会
 - 201.6.8 グラススキー大会
 - 201.6.9 他のスポーツとの複合大会
 - 201.6.10 チルドレン、マスターズ、障害者大会等
- 201.7 FIS 世界選手権大会プログラム

201. 7. 1 FIS 世界選手権大会のプログラムに含まれるために、種目は、数と地理的に認められた国際的立場があり、また、世界選手権大会プログラムに含まれることが考慮される前に、少なくとも 2 年間ワールドカップに含まれていなければならない。
201. 7. 2 世界選手権大会の遅くとも 3 年前までには、種目は、（世界選手権プログラムに含まれることを）認められる。
201. 7. 3 単一の種目は、個人ランキングとチームランキングの両方を同時にもたすことはできない。
201. 7. 4 FIS 世界選手権大会及び FIS ジュニア世界選手権大会のすべての競技（アルペン、ノルディック、スノーボード、フリースタイル、グラススキー、ローラースキー、テレマーク、スピードスキー）で、団体及び個人種目にそれぞれ 8 ヶ国以上の参加があった場合のみに、メダルは授与される。
- 202 FIS カレンダー
202. 1 立候補と告知
202. 1. 1 各国スキー連盟は、「世界選手権大会開催規則」に従い、FIS 世界選手権大会の開催立候補を表明する権利を持つ。
202. 1. 2 その他すべての競技会については、FIS が発行する FIS カレンダー・カンファレンス規則に従い、各国スキー連盟が、国際スキーカレンダーに掲載するための登録を FIS にしなければならない
202. 1. 2. 1 各国スキー連盟は 8 月 31 日までに、FIS カレンダープログラム（<ftp://ftp.fi.ski.ch/Software/Programs/>）を使い FIS に申請を提出しなければならない。（南半球は 5 月 31 日まで）
202. 1. 2. 2 競技会の割り当て
各国スキー連盟への競技会の割り当ては、FIS と各国スキー連盟の間での電子通信を通じて行う。FIS ワールドカップ競技会の場合、カレンダーは、それぞれの技術委員会の提案に基づき、理事会の承認を条件とする。
202. 1. 2. 3 コース公認
FIS カレンダーに掲載されている競技会は、FIS 公認を受けた競技コースまたはジャンプ台でのみ開催することができる。大会の申し込みをする際に、コース公認証番号が含まなければならない。
202. 1. 2. 4 FIS カレンダーの公表
FIS カレンダーは、FIS により FIS ウェブサイト（www.fis-ski.com）で公表される。FIS が、キャンセル、延期、その他の変更を絶えず反映させ、アップデートする。
202. 1. 2. 5 延期
FIS カレンダーに掲載されている競技会が延期となる場合、FIS に速やかに連絡し、各国スキー連盟に新しいインビテーションを送付しなければならない。さもなければ、その競技会は FIS ポイント対象とならない。

- 202.1.2.6 カレンダーフィー
年会費に加え、カレンダーフィーが FIS 総会で決められ、FIS カレンダー上の各大会分を毎年支払うものである。競技日の 30 日前に提出された申請については、通常のカレンダーフィーに加え、50%の追加料金を支払う。代替となった大会についてのカレンダーフィーは、全額の支払い責任が元の開催国スキー連盟にある。
シーズン初めに、各国スキー連盟に前シーズンの実績の 70%の請求書が送られる。
この請求額は FIS アカウントから引き落とされる。シーズン終了後、各国スキー連盟は、そのシーズンのすべての競技会の詳細な請求書を受取る。その後、差額が当該国の FIS アカウントから引き落とされる、もしくは入金される。
- 202.1.3 レース開催者の任命
各国スキー連盟が、加盟しているスキークラブなどをレース開催者に任命する場合、「国内スキー連盟と開催者の登録用紙」または同様の同意書を利用して任命する。各国スキー連盟による国際スキーカレンダーへの大会申請は、大会開催について必要な同意が確立されたものとみなす。
- 202.2 他国でのレース開催
他国のスキー連盟により開催される競技会は、開催地となる国のスキー連盟が承認したときにのみ、FIS カレンダーに掲載される。
- 203 FIS レース参加のためのライセンス (FIS ライセンス)
FIS レースに参加するためのライセンスは、FIS に各競技 (複数可) において選手登録をし、参加基準を満たす選手に、各国スキー連盟により発行される。
- 203.1 FIS ライセンスイヤーは、7 月 1 日から始まり、翌年 6 月 30 日に終了する。
- 203.2 FIS 大会への参加資格を得るには、選手は所属国スキー連盟が発行したライセンスを所持しなければならない。このライセンスは、当該ライセンスイヤー期間中のみ、北半球及び南半球で有効である。ライセンスは特定の 1 ヶ国または特定の複数大会での参加に限って有効である。
- 203.2.1 FIS レースに参加するために FIS ライセンスを登録した選手全員が FIS 規則を承諾していることを、各国スキー連盟は保証しなくてはならない。特に、ドーピング事例における上訴裁判所としてのスポーツ仲裁裁判所 (CAS) の独占的権限に触れている条項を承諾していることを保証しなければならない。
- 203.3 選手がパスポートのコピーを提出することでその国籍と有資格を証明し、FIS 理事会が承認した書式の選手宣誓書に署名し、それを所属のスキー連盟に返送した場合にのみ、各国スキー連盟は、FIS ライセンスを発行することができる。未成年の申請者から提出されるすべての書類には、保護者 (法的後見人) の署名が必要である。パスポートのコピーと署名された選手宣誓書は、要望に応じて、FIS に提出できるようにしなくてはならない。
- 203.4 FIS ライセンスイヤー (7 月 1 日から翌年 6 月 30 日) の期間中、選手は 1 ヶ国のスキー連盟が発行する FIS ライセンスを持って、国際 FIS 競技会に参加することができる。

203. 5 FIS ライセンス登録の変更申請
- 一国のスキー連盟から他国のスキー連盟へのライセンス登録の変更申請は、春の FIS 理事会で検討される。原則として、選手が、新しい国への関連を証明しない場合、ライセンス登録の変更申請は認められない。ライセンス登録の変更申請を提出する前に、選手は競技をする国の市民権及びパスポートを所持していなければならない。加えて、新しい国/スキー連盟への登録の変更を要望する日から遡り、2年間以上、その選手はその国の主たる法的に有効な居住地がなければならない。選手が、新たに登録する国で生まれている場合、また、父または母がその国の国民である場合、2年間の居住規則への例外が撤回される。また、選手は、個人の状況についての詳細な説明と、ライセンス登録の変更申請の理由を、申請と共に提出する必要がある。
- 親が新しい国のパスポートを取得したが、その居住者でなく、および/または、祖先がない場合、申請は認められない。
203. 5. 1 選手が、各国スキー連盟を代表して FIS カレンダー大会に既に参加している場合、新しく所属するスキー連盟が登録変更の要望を FIS に送る前に、203. 5 条に記載の市民権・パスポート・居住地に関する必要事項に加えて、前所属のスキー連盟から書面での同意が必要である。
- このような書面の同意がない場合、選手は、前所属のスキー連盟を代表して参加したシーズンの終わりから 12 ヶ月間 FIS カレンダー大会に参加できなく、また、新しく所属するスキー連盟より FIS レースに参加するためのライセンスの発行を受けることもできない。
- これらのルールは、選手が複数の国籍を持ち、ライセンス登録国の変更を希望するときにも有効である。
203. 5. 2 規則のスピリットに反していて、国際スキー連盟の利益と考えられる場合、FIS 理事会は、前述の条件が満たされるにも関わらず、ライセンスの付与または、付与、変更を断る権利を完全なる裁量権で保持する。（例：加盟国スキー連盟が選手を輸入しようとする場合、ライセンス登録の変更を拒否する。）
203. 5. 3 ライセンス登録国の変更申請に必要な条件を満たさない場合、例外的な状況があり、その変更を許諾することが国際スキー連盟の利益である旨を、書面にて、FIS 理事会が納得するように説明する義務は、選手にある。
203. 5. 4 選手が所属国スキー連盟を変更する場合、前の所属スキー連盟がその選手の移籍を許諾する条件で、それまでの FIS ポイントを保持する。
203. 5. 5 各国スキー連盟が提出したライセンス登録の変更申請書類（前の所属スキー連盟からの同意書面、パスポート、居住地に関する手紙）が虚偽と分かった場合、FIS 理事会は、その選手と新しく所属するスキー連盟に罰則を科す。
- 204 選手の参加資格
204. 1 各国スキー連盟は、次に該当する選手をその組織の中で、サポート又は登録をしてはなら

ず、並びに FIS レースまたは国内レースに参加をするためのライセンスを発行してはならない。 :

- 204. 1. 1 不品行またはスポーツマンらしからぬ行為を犯したことがある、もしくは FIS 医事規定やアンチドーピング規則を尊重しなかったことがある。
- 204. 1. 2 直接もしくは間接的に、競技会への出場に対する金銭報酬を受ける、または受けたことがある。
- 204. 1. 3 219 条に定められたよりも高価な賞を受ける、または受けたことがある。
- 204. 1. 4 所属国スキー連盟または担当プールが当事者となってスポンサー、用品、広告に関する契約を結んでいる場合を除き、自分の氏名、肩書き、個人写真が広告に使用されることを許可する、または許可したことがある。
- 204. 1. 5 FIS 規則による出場資格を持たない選手と故意に対戦する、または対戦したことがある。ただし、次の場合を除く。 :
- 204. 1. 5. 1 その競技会を FIS 理事会が承認し、FIS または各国スキー連盟が直接コントロールし、かつその競技会が“オープン”競技会として告知されている。
- 204. 1. 6 選手宣誓書に署名していない。
- 204. 1. 7 出場停止処分中である。
- 204. 2 FIS レースに参加をするためのライセンス発行及びエントリーをもって、各国スキー連盟は、トレーニング及び競技会に対する十分かつ有効な傷害保険がその選手にかけられていることを確認し、全責任を負う。
- 205 選手の義務と権利
- 205. 1 選手には FIS 規則を熟知する義務があり、ジュリーからの追加の指示にも従わなければならない。また、選手は、FIS 規則と規程に従わなければならない。
- 205. 2 選手はドーピングを使用してはならない。(FIS アンチドーピング規則&手続きガイドラインを参照。)
- 205. 3 選手宣誓書に書かれてあるように、選手は、トレーニングコース・競技コースの安全性の懸念についてジュリーに報告する権利がある。更なる詳細は、対応する競技規則に記載されている。
- 205. 4 表彰式に理由なく欠席した選手は、賞金を含むいかなる賞に対する請求権を失う。例外的な状況においては、所属チームのメンバーが代理出席することもできるが、この代理人が表彰台に立つことはできない。
- 205. 5 **選手は、組織委員会委員、ボランティア、役員、一般の人々に対し、礼儀正しくかつスポーツマンらしくふるまわなければならない。**
- 205. 6 選手へのサポート
- 205. 6. 1 FIS レースに参加をするために、所属のスキー連盟を通して FIS に登録をする選手は、次を受ける可能性がある :
- 205. 6. 2 トレーニング及び競技会場への旅費の完全な補償

- 205.6.3 トレーニング及び競技期間中の宿泊費全額払い戻し
- 205.6.4 ポケットマネー
- 205.6.5 各国スキー連盟の決定に従い、所得喪失に対する補償
- 205.6.6 トレーニングや競技会のための保険を含む社会保障
- 205.6.7 奨学金
- 205.7 各国スキー連盟は、選手が引退した後の将来の職業と教育を保証するために、資金を積み立てることができる。各国スキー連盟の判断に従ってのみ分配されるこれらの資金に対し、選手は請求権を持たない。
- 205.8 競技会のギャンブル
選手、コーチ、チーム役員、競技役員は、自身が関係する競技会の結果への賭博行為を禁止されている。
- 206 広告とスポンサーシップ
この国際競技規則の文脈では、“広告”とは、会場での標識の提示やその他の表示と見なされ、一般の人々に、会社や組織の認知度を上げるために商品名やサービス名を伝え、及び、そのブランド名、活動、商品、サービスを伝えている。
一方で、スポンサーシップは、会社に、競技会や大会のシリーズ（series of events）と直接のかかわりを持つ機会を提供する。
- 206.1 オリンピック冬季競技大会と FIS 世界選手権大会
オリンピック冬季競技大会と FIS 世界選手権大会のすべての広告とスポンサーシップの権利は、それぞれ、IOC と FIS に属し、別の契約の取り決めに従う。
- 206.2 FIS 大会
すべての FIS 大会では、FIS 広告規則が、競技エリアでの広告の機会を定義している、そして、FIS 理事会の承認を必要とする。FIS ワールドカップ大会の場合、FIS 広告規則が各国スキー連盟と開催地との FIS 開催地契約書の不可欠な部分を形成する。
- 206.3 加盟国スキー連盟
FIS カレンダーに掲載される大会を自国で開催する各国スキー連盟は、大会の広告権利保持者として売買契約する権限がある。
FIS ワールドカップ競技会の場合、これらの権利は、FIS 理事会の承認に基づき、各国スキー連盟の責任を考慮に入れている開催地契約書に定義される。
各国スキー連盟が自国の外で大会を開催する場合、これらの広告規則が同様に適用される。
- 206.4 タイトルスポンサーとプレゼンティングスポンサーの権利

FIS シリーズが FIS 理事会で承認された場合、FIS は、タイトル/プレゼンティングスポンサー（代替りの名称も可能）パッケージの権利をマーケティングする。FIS ワールドカップシリーズの場合、これらの権利は、当該競技種別のイメージと価値を促進する適切なスポンサーに売られる。タイトルスポンサー/プレゼンティングスポンサーの権利の売却から生まれる収入は、プロフェッショナルの運営を提供するために、FIS により使われる。

206.5 マーキングの使用とサポート

全ての広告とコマーシャルマーキングそして用いられるサポートは、適切な FIS 広告規則で説明される技術的な規格に準ずる。

206.6 広告パッケージ

広告の場所、数、サイズ、形は、各競技種別の FIS 広告規則に明記される。グラフィックのイラストを含む詳細な情報は、FIS ウェブサイトで公開されている各競技種別のマーケティングガイドに書かれている。マーケティングガイドは、必要に応じて、FIS 広告委員会によって見直され、更新され、そして、FIS 理事会で承認後、公開される。

206.7 商業賭け企業 (commercial betting companies) によるスポンサーシップ

206.7.1 FIS はタイトル/プレゼンティングスポンサーの権利を商業賭け企業 (commercial betting companies) に与えない。

206.7.2 商業賭け企業 (commercial betting companies) による大会のスポンサーシップは、206.7.3 条を条件として認められる。

206.7.3 選手を使ったまたは選手に付ける商業賭け企業 (commercial betting companies) の広告（ヘッドスポンサー、競技スーツ、スタートビブ）は、禁止される。

206.8 各国スキー連盟またはそのプールは、資金提供や用品・商品の供給について、オフィシャルサプライヤーまたはスポンサーとして各国スキー連盟に認められている企業や組織と契約することができる。

FIS や IOC の出場資格規則によって資格を持たないスポーツマンと一緒に、FIS 選手の写真、肖像または氏名を使用した広告を禁止する。

タバコ、アルコール製品、ドラッグ（麻薬）を選手で宣伝すること、または選手を使い宣伝することを禁止する。

206.9 そのような契約のすべての対価は、各国スキー連盟またはスキープールへ支払われなければならない。各国スキー連盟やスキープールは、各国スキー連盟の規程に従って対価を受け取る。

205.6 条に定められた場合を除き、選手がそのような対価を例え一部であれ直接受け取ることはできない。FIS は契約書のコピーをいつでも請求することができる。

206.10 ナショナルチームに供給され、使用されている用品、商品のマーキングやトレードマークについては、207 条の規格に従わなければならない。

207 競技用品とコマーシャルマーキング

207.1 FIS 大会における競技用品

FIS ワールドカップ及び FIS 世界選手権大会においては、広告に関する FIS 規則に準じ、各国スキー連盟が提供し、且つ承認したコマーシャルマーキングのついた競技用品のみ身につけることができる。ウェア、用品へのわいせつな名前及び/また記号は、禁止されている。

207. 1. 1 FIS 世界選手権大会、FIS ワールドカップ及びすべての FIS カレンダーの大会において、国歌演奏及び/または国旗掲揚を含む公式セレモニーに、選手が用品（スキー／ボード、ポール、スキーブーツ、ヘルメット、眼鏡類）を持つことはできない。しかしながら、全セレモニー（トロフィー及びメダルの授与、国歌演奏）が終了した後、プレス写真や撮影等のために、表彰台の上で用品を持つことは認められる。

207. 1. 2 表彰式 (Winners Presentation) / 表彰台での用品

FIS 世界選手権大会及び全ての FIS カレンダーの大会では、選手は以下の用品を表彰台に持ち込むことが許されている。

- スキー/ スノーボード

- 履物：選手はブーツを足に履くことができる。しかし、それ以外の場所（例：選手の首周り等にかける）は許されない。選手が履く場合を除き、その他のシューズをプレゼンテーション中に表彰台に持ち込むことはできない。

- ポール：スキーの周囲に持ったり、取り付けてはならない。通常はもう一方の手に持つこと。

- ゴーグル：着用するか、または首の周りの何れかとする。

- ヘルメット：被る場合、頭に被るのみ。スキーまたはポール等の他の用品の上に乗せるなどの行為は認めない。

- スキーストラップ：スキーの製造メーカー名が付いたものを 2 本まで使用できる。内、1 本はワックスメーカーのために使用できる。

- ノルディックコンバインド、クロスカントリーのスキーポールクリップ：クリップは、2つのポールを束ねるために使用できる。そのクリップの幅は2つのポール幅が認められるが、4cm 以内とする。その長さ（高さ）は、10cm が認められる。そのクリップの長い辺（サイド）は、ポールに対して平行でなければならない。そのポールメーカーのコマーシャルマーキングは、そのクリップの表面全体を覆うことができる。

- その他全てのアクセサリを禁止する。：ベルト付ウエストバック、ネックバンドに付いた電話、ボトル、リュックサック/バックパックなど。

207. 1. 3 受賞者の非公式プレゼンテーション（フラワーセレモニー）、及び大会終了直後の大会エリアでの国歌演奏を伴う受賞者セレモニーは、抗議時間終了前であっても、開催者自らの責任において開催が認められる。スタートビブを見えるように着用することは義務である。

207. 1. 4 制限された通路（リーダーボード及び TV インタビューエリアを含む）での、大会のスタートビブまたは各国スキー連盟のアウトターウェアの着用は、義務である。

207. 2 コマーシャルマーキング

用品とウェア上のコマーシャルマーキングのサイズ、形状、数に関する規格は、コマーシャルマーキング及び広告に関する細則と同様に、広告委員会により検討され、毎春、FIS 理事会が次のシーズンに向けて承認し、FIS から公表される。

207. 2. 1 競技用品規格/コマーシャルマーキングで公表されている関連する細則と同様に、用品とウェア上のコマーシャルマーキングと広告を管理する規則は遵守されなければならない。

207. 2. 2 これらの広告規則に違反した選手は、223. 1. 1 条に規定されているように制裁に科される。制裁が適用され、ペナルティが科される違反行為は、競技規則違反または不順守の行為として定義される。

207. 2. 3 各国スキー連盟が、自国の選手に対しこれらの規則を施行できない場合、または、何だかの理由でその件を FIS に差し戻す場合、FIS は選手のライセンスの即時停止処置を取ることができる。当該選手や当該国スキー連盟は、最終決定が下される前に、上訴する権利を持つ。

207. 2. 4 広告主が、選手の氏名、肩書き、個人写真を、商品の広告、推薦、販売に関連付けて、選手の承諾を得ずに無断で使用した場合、選手は所属国スキー連盟または FIS に対して「委任状」を渡すことができる。この委任状により、必要な場合は所属国スキー連盟または FIS が、問題の企業に対し法的手段に出ることができる。選手がそのようにできない場合、FIS は選手が問題の企業に許可を与えたものと判断する。

207. 2. 5 選手の参加資格、スポンサーシップ、広告、選手へのサポートに関して、FIS 理事会は、これらの規則の違反や不履行について報告を受け、問題についての対応策を検討する。

207. 6 すべての FIS カレンダー競技会（特に FIS ワールドカップ）において、競技エリアやテレビエリアでの広告の可能性については、「FIS 広告ガイドライン」を順守しなければならない。

FIS 理事会が承認したこの「FIS 広告ガイドライン」は、開催者との契約の一部として不可欠なものである。

208 電子メディア権利の利用

208. 1 原則

208. 1. 1 オリンピック冬季競技大会、FIS 世界選手権大会

オリンピック冬季競技大会及び世界選手権大会のすべてのメディアの権利は、それぞれ IOC、FIS に属し、別の契約に基づかれる。

208. 1. 2 各国スキー連盟が持つ権利

FIS カレンダーに掲載されている大会を自国開催する FIS 加盟国スキー連盟は、電子メディア権利の所有者として、それらの大会の電子メディア権利の販売契約を締結する権限がある。各国スキー連盟が自国以外で大会を開催する際、これらの規則が適用されるが、大会が開催される国のスキー連盟との 2 国間協定に従うものとする。

208. 1. 3 プロモーション

スキーとスノーボードスポーツの広いプロモーションと露出の目的で、各国スキー連盟の利益を考慮し、契約は、FIS と協議して、準備される。

208.1.4 大会へのアクセス

全ての競技会において、メディアエリアへの人と器材の入場は、必要なアクレディテーションとアクセスパスを持つ人物に限られる。アクセスの優先権は、権利保持者に与えられる。アクレディテーションシステムとアクセスコントロールは、非権利保持者によるあらゆる不正を避けなければならない。

208.1.5 FIS 理事会によるコントロール

FIS 理事会は、各国スキー連盟及びすべての開催者によるこの規則の原則への順守をコントロールする。それについての契約や条項が FIS、各国スキー連盟、大会開催者の利益の利害衝突をもたらす場合、FIS 理事会により検討される。適切な解決方法を見つけるため、全ての情報が提供される。

208.2 定義

この規則の中では、次の定義が適用される。：

電子メディア権利とは、テレビ、ラジオ、インターネット、モバイル機器の権利を意味する。

テレビの権利は、地上波、衛星、ケーブル、電線の方法による、テレビスクリーンでの公と私的な視聴を目的とした、映像と音からなる、アナログとデジタルの両方での、TV 映像の配信を意味する。番組有料視聴制、定期視聴、インタラクティブ TV、ビデオ・オン・デマンド・サービス、IPTV、または同様のテクノロジーは、この定義に含まれる。

ラジオの権利は、無線、有線、ケーブルで、固定とポータブルの機器への、アナログとデジタルのラジオプログラムの配信と受信を意味する。

インターネットは、相互接続されたコンピューターネットワークを通じての映像と音へのアクセスを意味する。

モバイル及びポータブル機器は、テレフォンオペレーターを通じた、携帯電話やその他の固定されていない機器（例：パーソナル・デジタル・アシスタント）での受信可能な映像と音の提供を意味する。

208.3 テレビ

208.3.1 製作の基準及び競技会のプロモーション

ホスト放送局のテレビ会社または代理店との製作に関する契約について、FIS カレンダーに掲載されているスキー／スノーボード大会、特に FIS ワールドカップ競技会のテレビ放送の質が考慮されなければならない。放送に影響を及ぼす国内法令と規則を考慮に入れた上で、次の点が特に重要である：

- a) スポーツを中心にした、最高品質かつ最適なテレビ信号（ライブまたはディレイは、その大会による）の制作。

- b) 会場の広告とイベントスポンサーの適切な配慮と露出。
- c) FIS テレビ製作ガイドラインに沿った製作基準とその競技の現行マーケットの状況と FIS 競技会シリーズのレベルに対して適切な製作基準。このことは、表彰式のライブ放送を含む、大会全体のライブ放送を意味する（事情により、ライブ放送が提供されない限り）。放送は特定の選手や国に集中されずに、自然な形で製作され、全選手が映される。
- d) ホスト放送局のライブ国際信号は、適切な英語のグラフィック、特に FIS オフィシャルロゴ、タイミング&データインフォメーション、リザルト、及び国際音声が含まれていなければならない。
- e) 個別のテレビマーケットの必要に応じて、大会開催国と関心が高い国では、ライブテレビ放送が行われるべきである。

208. 3. 2 製作及び技術コスト

各国スキー連盟と代理店／権利を管理する会社との間で合意している場合を除き、様々な権利の使用の目的でのテレビ信号の製作コストは、放送局や製作会社により負担される。その放送局は、競技会が行われる国で権利を獲得した放送局であり、製作会社は権利を持っている会社から信号製作を依頼された製作会社である。開催者や各国スキー連盟が、これらの費用を負担するケースもある。

この規則の基に得られた様々な権利に関して、技術費用は、権利を得て、テレビ信号へ（解説抜きのオリジナルの画と音）のアクセスを求めている会社より支払われ、技術費用は、必要に応じて、制作会社または代理店／権利を管理する会社との間で合意されなくてはならない。このことは、また、その他の制作コストに適用される。

208. 3. 3 短い抜粋

非権利保持者のためにニュースアクセスを可能にする短い抜粋は、次の規則にそって、テレビ会社に提供される。多くの国の国内法が、ニュースプログラム内での短い抜粋を放送することを法律に定めていることに注意する。

これらの抜粋は、定期的に予定されているニュースプログラム内でのみ使用することができる。保管目的で保存することはできない。

- a) スポーツ大会のニュースアクセスに関して法律がある国では、FIS 大会の報道について、その法律が常に優先される。

- b) 競合するネットワークによるニュースアクセスに関する法律がない国では、権利を管理する会社と主要権利保持者 (Primary right holder) の契約が優先される条件で、権利を保持しているネットワークが競技会を放送してから 4 時間後に、放送権を管理する代理店／会社により、最大 90 秒のニュースアクセスが競合ネットワークに与えられる。この素材の使用は、競技会終了後 48 時間以内で止める。
権利を保持しているネットワークが競技会の終了から 72 時間以上遅れて放送する場合、競合するネットワークは、最大 45 秒の短い抜粋を、大会終了後の 48 時間後から 72 時間後まで放送できる。短い抜粋を使用する要望は、代理店／権利を管理する会社に伝えられ、放送局に短い抜粋へのアクセスが与えられる。但し、素材を受取りに発生する技術費用に関する合意に基づかれる。
- c) テレビ会社が放映権を購入していない国では、すべてのテレビ会社が、素材が手に入り次第、45 秒間の短い抜粋を放送できる。但し、素材の受取りに発生する技術費用に関する合意に基づかれる。この素材の使用許可は、48 時間後に終了する。
- d) 208.3.2 が考慮されながら、短い抜粋は、ホスト放送局や代理店／権利に関する会社により製作、配信される。

208.4

ラジオ

関心がある各国の主要ラジオ局にア krediyatshon を与えることで、ラジオプログラムを通じた FIS の大会のプロモーションが促される。会場へのアクセスは、権利保持者から必要な契約上の認可を得たラジオ会社に限り認められ、ラジオ (オーディオ) プログラムの製作の目的のみである。国内の慣例により受け入れられ、認可が得られている場合、これらのプログラムをラジオ局のインターネットサイトで配信することもできる。

208.5

インターネット

FIS の大会にかかる電子メディア権利の販売契約で別段の合意がない限り、インターネットの権利も得た各テレビ権利保持者は、その会社のウェブサイトから配信される短い抜粋以外のビデオストリームが、自身のテリトリー外からのアクセスに対してブロックされることを保証する。

FIS の大会の素材が含まれる、定期的に予定されているニュースブリテンは、権利を持つ放送局のウェブサイトで配信することができる。ただし、オリジナルのプログラムで配信されたブリテンを変更しないことが条件である。

ア krediyatshon、チケット、その他の許可なしで、アクセスが得られる公共のエリアにおいて製作された映像と音声素材は、レース場面を含んではならない。新しい技術が、一般人が不許可でビデオ撮影をし、ウェブサイトに掲載することを可能にさせることを認識する。ビデオ素材の許可されていない製作や使用が禁止され、法的手続きが取られる旨を伝える適切な情報が全ての入場口に掲げられ、入場チケットに印刷される。

各国スキー連盟と権利保持者／代理店は、短い抜粋が FIS ウェブサイトに、非営利目的で掲載されることを許可する。但し、以下を条件とする：

- a) インターネット配信向けに短い抜粋が確保できないとき、FIS 競技会からのニュース素材の最長時間は、各競技／各セッション 30 秒とし、競技会の終了後 48 時間以内の間、FIS ウェブでアクセス可能である。この素材の提供に関する金銭面の条件は、FIS と権利保持者の間で同意される。
- b) ニュース素材は、権利保持者やホスト放送局からできるだけ早く提供され、競技会終了後、遅くとも 6 時間以内に提供される。

208.6 モバイル及びポータブル機器

モバイル及びポータブル機器により配信権が与えられている場合、権利の購入者／行使する者は、テレビの信号から、消費者の要望を最も良く満たすコンテンツを自由に製作できる。これらの機器を使い国内ベースでライブ配信しているテレビプログラムは、その他の配信チャンネルを通じて利用可能なコンテンツより変更されない。

モバイル配信権が売られていない国では、行使する者が関連する技術コストを代理店／権利を管理する会社に支払う条件で、素材が製作されたとき、48 時間の間、短い抜粋や最大 20 秒間のクリップが、行使する者に提供される。

208.7 今後の開発

この 208 条に含まれる原則は、今後の FIS の大会への電子メディア権の利用の基準となる。各国スキー連盟、関連する委員会と専門家の推奨により、FIS 理事会は、新しい開発に適切と考えられる条件を作る。

209 映画権

FIS 競技会の映画製作に関するすべての契約は、映画製作者と各国スキー連盟または関連する権利を管理する会社の間にある。その他のメディア権利の利用に関するすべての契約上の合意が尊重される。

210 競技会の組織

211 組織

211.1 開催者

211.1.1 FIS 競技会の開催者は、必要な準備を行い、開催地で競技運営を直接実行する人物またはそのグループである。

211.1.2 各国スキー連盟自体が競技会開催者ではない場合、加盟しているクラブを開催者として任命することができる。

211.1.3 開催者は、アクレディテーションを受けた人が、競技規則及びジュリー決定に関する規定を受け入れることを保証しなければならない。ワールドカップレースでは、この趣旨の徹底のため、開催者は、有効な FIS シーズンアクレディテーションを持っていない人全員の署名を集める義務がある。

211.2 組織委員会

組織委員会は、開催者及び FIS から委任されたメンバー（実際のまたは法的の）により構成される。組織委員会には、開催者の権利、任務、義務が伴う。

- 211.3 203-204 条の資格を満たさない選手を参加させた競技会の開催者は、国際競技規則（ICR）に違反したことになり、FIS 理事会はこの開催者に対し処置を講じる。
- 212 保険
- 212.1 開催者は、組織委員会全員に損害賠償保険をかけなければならない。組織委員会の委員ではない FIS 職員及び FIS 任命の役員（用品コントローラー、メディカルスーパーバイザー等）が、FIS を代表し働く場合、FIS が彼らに損害賠償保険をかける。
- 212.2 最初のトレーニングまたは競技の前に、開催者は、広く知らせている保険会社が発行した保険承諾書（保険証書）或いはカバーノート（保険引受証）を取得し、それを TD に提示しなければならない。組織委員会は、最低 100 万スイスフランを補償する損害賠償保険に加入することを必要とする。推奨される賠償総額は最低 300 万スイスフランであり、この金額は FIS 理事会の決定に従って増額することがある。（ワールドカップ等）さらに、保険証券は、ア krediyteshon を受けた選手を含む参加者による、役員、コース作業員、コーチ等を含む、但し、これに限定されない他の参加者に対する損害賠償保険給付支払請求が明白に記されていないなければならない。
- 212.3 開催者が必要な保険補償を準備できていない場合、開催者または開催国スキー連盟は、FIS 保険仲介業者に当該競技会の保険加入手配を依頼することができる（費用は開催者負担）。
- 212.4 FIS 大会に参加する全選手は、レースリスクを含む事故、輸送、レスキュー費用を補償するのに十分な額の傷害保険に加入していなければならない。各国スキー連盟は、自らが派遣と登録を行った全選手の適切な保険補償について責任を負う。各国スキー連盟またはその所属選手は、FIS、FIS の代表、組織委員会からの要望に基づき、保険補償を証明するものをいつでも提示できなければならない。
- 213 プログラム
- FIS カレンダーに掲載されている各競技会の開催者は、次の事項を含んだプログラムを公表しなければならない：
- 213.1 競技名称、競技日程、開催地。また、競技会場に関する情報と最善のアクセス方法。
- 213.2 各競技のテクニカルデータと参加条件
- 213.3 主要役員の氏名
- 213.4 第 1 回チームキャプテンミーティング及びドロウの時間と場所
- 213.5 公式トレーニング開始とスタート時間のタイムテーブル
- 213.6 公式掲示板の設置場所
- 213.7 授賞式の時間と場所
- 213.8 エントリー締切日とエントリー用の住所、電話、ファックス、電子メールアドレス。
- 214 案内
- 214.1 組織委員会は、大会案内を発表しなければならない。この案内には 213 条に定める情報が含まれていなければならない。

- 214.2 開催者は、エントリー数の制限について、FIS 規則及び FIS の決定に従わなければならない。201.1 条に基づきエントリー数を減らすことも可能であるが、案内にそのことを明確にすることを条件とする。
- 214.3 競技会の延期や中止、またプログラムの変更については、電話、電子メール、またはファックスで、FIS、招待した国またはエントリーのあった各国スキー連盟、及び任命された TD へ直ちに連絡しなければならない。競技会の日程を早める場合、FIS の承認を得なければならない。
- 215 エントリー
- 215.1 すべてのエントリーは、組織委員会がエントリー締切日までに受け取るように送付しなければならない。開催者は最初のドローの 24 時間前までに、最終的かつ完全なリストを持っていなければならない。
- 215.2 各国スキー連盟は、同一日に開催される複数の競技会に、同一選手をエントリーおよびドローをしてはならない。
- 215.3 各国スキー連盟にのみ、国際競技会へのエントリーを行う資格が与えられる。いずれのエントリーも、次の事項を含むものとする：
- 215.3.1 コード番号、氏名、誕生年、所属国スキー連盟
- 215.3.2 エントリーする種目の正確な記載
- 215.4 FIS 世界選手権大会へのエントリーについては、FIS 世界選手権大会開催ルールを参照すること。
- 215.5 各国スキー連盟による選手のレースエントリーは、当該選手と開催者の間にのみ契約を成立させ、また選手宣誓書によって管理される。
- 216 チームキャプテンミーティング
- 216.1 第 1 回チームキャプテンミーティング及びドローの時間と場所は、プログラムに記載されなければならない。その他すべてのミーティングに関する案内は、第 1 回ミーティングのときにチームキャプテンに連絡されなければならない。緊急のミーティングは、余裕をもって連絡されなければならない。
- 216.2 チームキャプテンミーティングでの議論の際、他国の代理人による出席は認められない。
- 216.3 チームキャプテンとコーチは、クォータに従い、開催者からアクレディテーションを受けなければならない。
- 216.4 チームキャプテンとコーチは、ICR やジュリー決定に従わなければならない。また、礼儀正しくかつスポーツマンらしく振舞わなければならない。
- 217 ドロー
- 217.1 各種目及び各競技の選手のスタート順は、ドロー及び／またはポイント順による特定の方式に従い決定される。
- 217.2 書面によるエントリーが締切日までに開催者に届いている場合のみ、各国スキー連盟から

エントリーされた選手のドローを行う。

217.3 ドローの時にチームキャプテンまたはコーチの出席がない選手の場合、ミーティング開始までに、エントリーした選手の出場が電話、電報、電子メールまたはファックスで確認された場合のみ、ドローが行われる。

217.4 ドローされたが競技会を欠場した選手は、TDにより、その選手名と可能であれば欠場理由をTDレポートに記載されなければならない。

217.5 全参加国の代表をドローに招かななければならない。

217.6 競技を1日以上延期しなければならない場合、ドローもやり直さなければならない。

218 リザルトの公表

218.1 非公式及び公式リザルトは、大会別の規則に従って公表する。

218.1.1 リザルトの送信

すべての国際競技会では、スタートとフィニッシュの間は、ダイレクトコミュニケーションがなければならない。オリンピック冬季競技大会では、コミュニケーションは、固定配線で確保されなくてはならない。ワールドカップ、世界選手権大会、オリンピック冬季競技大会の際、データサービスエリアでは、インターネット（少なくともADSLスピード）への接続が要求される。

218.2 全てのFIS競技会からのデータとタイミングは、FIS、開催者、各国スキー連盟、及び参加者が、ウェブサイトを含む自身の広報の中で自由に使うことができる。ウェブサイト上でのデータとタイミングの使用は、FISインターネットポリシーに定める条件に従う。

218.3 FISインターネットポリシーとFIS競技会関連データのやりとり

218.3.1 概要

スキーとスノーボードのプロモーションの一環として、FISは各国スキー連盟に対し、メッセージや情報を会員やファンに提供することを奨励し、またそのような努力に感謝する。このような情報提供に関しては、ますます重要となっている媒体はインターネットである。次のポリシーは、FIS競技会データの提供を通じて、各国スキー連盟を支援するために、またそれらデータの公開と利用に関する条件を明確にするために定められたものである。

218.3.2 FISカレンダーデータ

オンラインFISカレンダープログラムが開発されており、各国スキー連盟が無料で「FIS Member Site」より無料で利用できる。

その後、事業計画等の目的で必要な場合には、各国スキー連盟の独自ソフトウェアに、このカレンダーデータをエクスポートすることもできる。ただし、このデータを第三者・組織に商業目的で譲渡することはできない。

218.3.3 リザルトとスタンディング

FIS 事務局が FIS ポイントの確認し、承認した後、各国スキー連盟は、オフィシャルリザルトを入手できる。このデータ入手を希望する場合は、FIS の IT マネージャーにリクエストする。利用方法及び/または手順といった必要な情報は、IT マネージャーから個々に提供される。FIS ワールドカップリザルトは、リザルトサービスプロバイダーのクレジットを含むものとする。各種カップシリーズのスタンディングについては、ワールドカップの場合はリザルトサービスプロバイダーから受け取り後、提供可能である。その他のカップシリーズの場合は、マニュアルでのインプット後、提供可能である。

1. FIS 競技会のリザルトとデータは、各国スキー連盟、開催者、参加者のウェブサイトでのみ利用可能とし、第三者・組織に商業目的で譲渡することはできない。
各国スキー連盟は、成績評価等の目的に、このデータを独自ソフトでの利用のためにダウンロードすることができる。
2. 各国スキー連盟のウェブサイトではリザルトを掲載する意向があるが、未加工データをアップロードできるデータベース構造がない場合は、FIS ウェブサイトの関連ページにリンクを貼ることができる。正確なアドレスは FIS の IT マネージャーから入手可能である。
3. FIS ウェブサイトから、独自のウェブサイトを持つ全ての国内スキー連盟、スキー産業、関連メディアウェブサイトへ、リクエストに応じてリンクを設定する。またそれらのサイトから FIS ウェブサイトへの相互リンクも設定すべきである。

218.3.4 開催者によるリザルトへのアクセス

FIS ワールドカップ開催者は、レースのオフィシャルリザルトがリザルトデータベースの FIS ポイント確認手続で承認された後、これを入手することができる。これはワールドカップ用のコンピュータによる自動処理で、レース終了後直ちに行われる。

リザルトとスタンディングを含む PDF ファイルは、www.fis-ski.com と <ftp://ftp.fis-ski.ch/> からダウンロードすることができる。ファイルは、次の競技別コードと会場名で分類：

AL (Alpine), CC (Cross-Country), JP (Ski Jumping), NK (Nordic Combined), SB (Snowboarding), FS (Freestyle) 等。

個々の競技会は、www.fis-ski.com 上のカレンダーの詳細なページに表示されているコードックスによって識別可能である。

219 賞

- 219.1 賞の授与に関する詳細な規則は、FIS が発表する。賞は、記念品、ディプロマ、小切手または現金からなる。記録に対する賞は禁止されている。FIS 理事会が、競技シーズン約 1 年半前の秋季に、賞金の最低額と最高額について決定する。開催者は、賞金額を 10 月 15 日までに FIS へ連絡しなければならない。

- 219.2 複数の選手が同タイムでフィニッシュした場合、または同ポイント獲得した場合、これらの選手は、同順位となる。これらの選手には同じ賞、タイトル、またはディプロマが授与される。タイトルまたは賞の割り当てをくじ引きや他の競技会によって行うことは認めら

れない。

- 219.3 すべての賞は、その競技会の最終日または大会シリーズの最終日までに授与される。
- 220 チーム役員、コーチ、サービススタッフ、サプライヤー、企業代表者
原則として、これらの規程は全競技に適用され、競技別規則が考慮される。
- 220.1 大会組織委員会は、その競技会のアクレディテーションを受けた人のリストを TD に渡さなければならない。
- 220.2 サプライヤー及び職務中の人物が、制限エリア内で広告活動を行ったり、207 条違反のはっきりと認識できるコマーシャルマーキングのついたウェアや用品を身につけることを禁止する。
- 220.3 チームオフィシャル、アクレディテーションを受けたサービススタッフ及びサプライヤーは、FIS から公式 FIS アクレディテーションを受け取り、特定の職務を遂行しなければならない。個々の開催者は、それ以外の企業代表者やその他の主要人物に対し、自由にアクレディテーションを発行することができる。
- 220.4 公式 FIS アクレディテーション、または開催者発行の特別アクレディテーションを所持した人のみが、コースやジャンプ台に出入りすることができる（競技別規則に従う）。
- 220.5 種類の異なるアクレディテーション
- 220.5.1 はっきりと認識できるアクレディテーションを付けた TD、ジュリー、220 条に述べた人物は、コースとジャンプ台に出入りすることができる。
- 220.5.2 チーム付きサービスマンは、スタートエリア及びフィニッシュのサービスエリアへ入ることができるが、コースやジャンプ台に入ることはできない。
- 220.5.3 開催者の裁量でアクレディテーションを受けた企業代表者でも、FIS アクレディテーションを持っていない人物は、コース及び制限されたサービスエリアに入ることはできない。
- 221 医事サービス、診察、ドーピング
- 221.1 各国スキー連盟は、レースに出場する自国選手の体の健康に責任を持つ。男女とも選手は皆、自身の健康状態について精密な診断を受ける必要がある。この診断は選手の自国で実施される。
- 221.2 FIS 医事委員会またはその代表者から要請があった場合、選手は競技前または後に診察を受けなければならない。
- 221.3 ドーピングは禁止されている。FIS アンチドーピング規則におけるあらゆる違反は、FIS アンチドーピング規則の条項に基づき罰せられる。
- 221.4 あらゆる FIS 競技会において、ドーピングコントロールが実施される可能性がある（競技外も同様）。規則と手順は、FIS アンチドーピング規則および FIS 手続きガイドラインに記載される。
- 221.5 選手の性別

選手の性別について疑問や異議申し立てが生じた場合、選手の性別判断に必要な手段を講じるのは、FIS の責任とする。

221.6 開催者 に要求される医事サービス

FIS 競技会に関わるすべての人の健康と安全は、すべての開催者 にとって最大の関心事である。これは、選手、ボランティア、コース作業員、観客を含む。

医事サポートシステムの具体的な構成は、次の要因に左右される。

- ・ 開催される大会のサイズ、レベル、タイプ（世界選手権、ワールドカップ、コンチネンタルカップ、FIS レベル等）、地域のメディカルケアの基準、地理的な位置、状況
- ・ 予想される選手数、補助員数、観客数
- ・ また、大会医事組織の責任範囲（選手、補助員、観客）は、決められるべきである。

開催者/医事、レスキューサービス長は、オフィシャルトレーニングや競技のスタート前に、必要なレスキュー設備が配置されていることをレースディレクターまたは TD に確認しなくてはならない。

事件や、本来のメディカルプランの使用が妨げられる問題が起きた際、オフィシャルトレーニングや競技会が始まる前までに、バックアッププランが準備されていなければならない。

施設、資源、人員及びチームドクターに関する具体的な必要事項は、各競技の規則と FIS メディカルガイドに書かれてある。

222 競技用品

222.1 選手は FIS 規程に適合した用品を使い FIS 競技会に出場することができる。選手は自身が使用する用品（スキー、スノーボード、ビンディング、スキーブーツ、スーツ等）に関して責任を持つ。自分の使用する用品が FIS 規格及び一般的な安全基準に適合すること、また正しく機能していることをチェックするのは、選手の義務である。

222.2 競技用品という用語は、選手が競技で使用する用品の全アイテムを含む。これには技術的機能を持つ器具と同様にウェアも含まれる。競技用品全体でひとつの機能単位となる。

222.3 競技用品分野におけるすべての新開発は、原則として FIS の承認を得なければならない。新しい技術開発の承認に対し FIS は如何なる責任も負わない。そして、その新しい技術開発は、導入時には健康に対する未知の危険を含み、事故のリスクを高める原因になることもあり得る。

222.4 新開発は、次のシーズンに向けて、遅くとも 5 月 1 日までに提出されなければならない。1 年目の新開発は、最初のシーズンに向けて暫定的に承認されるのみで、その次のシーズン前に最終承認を得なければならない。

222.5 競技用品委員会は、FIS 理事会の承認を得て、用品の細則を発表する（許可された用品の定義や説明）。原則として、選手のパフォーマンスを修正したり、失敗したパフォーマンスになりやすい選手の体の傾向を技術的に正す不自然な、または人工的な補助器具は除外する。また、選手の健康に影響を与えたり、事故の危険性を高めるような競技用品も同様

に除外する。

222.6 コントロール

競技シーズン前及び期間中、または競技会における TD への抗議の提出時に、競技用品委員会委員またはオフィシャル FIS 用品コントローラーは、各種コントロールを実施することができる。十分根拠のある規程違反疑惑がある場合、証人の立会いの下で、コントローラーまたは TD が直ちに用品を没収、封印して FIS に送り、FIS から最終的なコントロールのため公式認定機関へ提出する。競技用品のアイテムに対する抗議の場合、敗訴した側が調査費用を負担する。

コントロールが規則に基づいて行われていなかったと証明されない限り、FIS テクニカルエキスパートがコントロールを行ったレースで、独立した検査機関での用品又は用具の検査は要求できない。

222.6.1 公式の FIS 測定手段を使用する FIS 用品測定エキスパートが任命された全ての FIS の大会では、過去の測定に関係なく、その時に実施された測定結果が有効かつ最終である。

223 制裁

223.1 一般条件

223.1.1 制裁の対象となり、ペナルティを科される可能性のある違反行為を、次の通り定める：

- 競技規則違反または不順守
- ジュリーまたは 224.2 条による個々のジュリーメンバーからの指示への不従順
- スポーツマンらしからぬ振る舞い

223.1.2 次の行為も違反とみなす：

- 違反を犯そうと企てる
- 他者に違反を犯させる原因となる、または他者が違反を犯すよう助長する
- 他者が違反を犯すことに助言する

223.1.3 ある行為が違反にあたるかどうかの判断には、次を考慮すべきである：

- その行為が故意によるものかどうか
- その行為が緊急事態に起因するものかどうか

223.1.4 全ての FIS 加盟連盟は、ア krediyteyeshyonyon 登録されている会員も含め、FIS 規約及び国際競技規則による上訴する権利を条件に、これらの規則及び科された制裁措置を受け入れ、認める。

223.2 適用

223.2.1 人物

これらの制裁は次に対し適用する：

- FIS または FIS カレンダーに掲載されている大会の開催者からア krediyteyeshyonyon を受

- け、競技エリア及び競技に関連するあらゆる場所の内外にいる人物全員。
- アク্রেディテーションを受けていないが、競技エリア内にいる人物全員。
- 223.3 ペナルティ
- 223.3.1 違反行為により、次のペナルティが科される可能性がある：
- 戒告 - 書面または口頭
 - アク্রেディテーションの取り消し
 - アク্রেディテーションの拒否
 - 100,000 スイスフラン以下の罰金
 - タイムペナルティー
- 223.3.1.1 FIS 加盟連盟は FIS に対し、連盟が手配しアク্রেディテーション登録をした人に科された罰金及び生じた総経費の支払に責任を負う。
- 223.3.1.2 223.3.1.1 条に該当しない人物もまた、FIS に対し、罰金及び生じた総経費の支払に責任を負う。そのような人物が罰金を支払わない場合、FIS 大会アク্রেディテーション申請への許可を1年間、取り消しに科す。
- 223.3.1.3 罰金の支払期限は、支払命令から8日以内である。
- 223.3.2 大会に出場する全選手は、さらに次のペナルティが科される可能性がある：
- 失格
 - スタートポジションの後退
 - 賞及び利益の没収 開催者を受益者とする
 - FIS 大会への出場停止
- 223.3.3 規則に特に記載されている場合を除き、選手のミスが、競技の最終リザルトに有利に働く場合のみ、選手は失格になる。
- 223.4 ジュリーは、223.3.1 条及び 223.3.2 条に定められたペナルティを科することができるが、5,000 スイスフランを超える罰金処分や、違反の起きた FIS 大会を過ぎて出場停止処分を選手に科すことはできない。
- 223.5 次のペナルティ決定は、口頭で下すことができる：
- 戒告
 - 所属の各国スキー連盟経由で大会開催者に登録していない人物からの当該大会アク্রেディテーションの取り消し
 - FIS のアク্রেディテーションを受けた人物の当該大会アク্রেディテーションの取り消し
 - 競技エリアまたは競技に関連するあらゆる会場内にいる人物からの当該大会アク্রেディテーションの拒否
- 223.6 次のペナルティ決定は、書面とする：
- 罰金
 - 失格

- スタートポジションの後退
 - 競技会出場停止
 - 所属の各国スキー連盟経由で登録した人物のアクレディテーションの取り消し
 - FIS のアクレディテーションを受けた人物のアクレディテーションの取り消し
- 223.7 書面によるペナルティ決定は、違反者（選手でない場合）、その違反者の所属する各国スキー連盟及び FIS 事務局長に送らなければならない。
- 223.8 失格は全て、主審及び／または TD レポートに記録する。
- 223.9 ペナルティは全て、TD レポートに記録する。
- 224 手続きガイドライン
- 224.1 ジュリーの権限
- 大会におけるジュリーには、前述ルールに従い、多数決をもって、制裁を科す権利がある。賛否同数の場合は、ジュリー長の決定投票とする。
- 224.2 会場内、特にトレーニング及び競技時間内において、投票権を持つ各ジュリーメンバーは、口頭戒告を発し、当該大会のために発行されたアクレディテーションを取り消す権限が与えられる。
- 224.3 集団違反
- 複数の人物が同時かつ同一条件の下で同じ違反を犯した場合、ひとりの違反者に対するジュリー決定を、違反者全員に拘束力をもつものとみなすことができる。決定文書には違反者全員の氏名が記載され、ペナルティの範囲は個々に査定する。決定内容は各違反者に通知される。
- 224.4 制限
- 違反者に対し、制裁発動手続きが違反後 72 時間以内に始まらなかった場合、その人物は制裁を受けない。
- 224.5 違反の疑いのある行為を目撃した人物は、ジュリーの召集するヒアリングで証言しなければならない。またジュリーは、全ての関連証拠を考慮に入れなければならない。
- 224.6 用品ガイドラインに違反して使用された疑いのある物を、ジュリーは没収することができる。
- 224.7 ペナルティを科す前に（223.5 条及び 224.2 条による戒告及びアクレディテーションの取り消しのケースを除く）、違反に問われている人物には、ヒアリングで口頭または書面により抗弁する機会が与えられる。
- 224.8 ジュリー決定は全て書面で記録し、次を含むものとする：
- 224.8.1 犯した疑いのある違反行為
- 224.8.2 違反の証拠
- 224.8.3 違反したルールまたはジュリー指示
- 224.8.4 科されたペナルティ

- 224.9 ペナルティは違反に対し妥当なものとする。ジュリーが課すペナルティの範囲は、あらゆる軽減及び加重事由を考慮されたものでなければならない。
- 224.10 救済策
- 224.10.1 224.11 条に規定された以外は、国際競技規則の条項に従い、ジュリーのペナルティ決定を
上訴することができる。
- 224.10.2 国際競技規則の定める期限内に上訴しない場合、ジュリーのペナルティ決定は確定的とな
る。
- 224.11 次のジュリー決定については、上訴できない：
- 224.11.1 223.5 条及び 224.2 条による口頭によるペナルティ
- 224.11.2 単一の違反に対して CHF1,000 未満の罰金。そして、同一人物による繰返しの違反に対し
て、追加の CHF2,500 の罰金
- 224.12 その他全てのケースについて、国際競技規則に従い、上訴委員会へ上訴できる。
- 224.13 ジュリーは上訴委員会に対し、5,000 スイスフランを超える罰金処分や、違反の起きた大
会を過ぎての出場停止処分について（223.4 条）、勧告を提出する権利を持つ。
- 224.14 FIS 理事会は上訴委員会に対し、ジュリーによるペナルティ決定書に関するコメントを提
出する権利を持つ。
- 224.15 手続きの費用
旅費を含む費用及び現金経費は、TD に支払われる費用と同等に計算し、違反者が支払うも
のとする。ジュリー決定の全てまたは一部破棄の場合、全ての費用を FIS が負担する。
- 224.16 罰金刑の執行
- 224.16.1 FIS が罰金刑の執行と手続費用について監督する。執行費用は手続きの費用とみなす。
- 224.16.2 違反者に科された罰金の未払いについては、違反者の所属国連盟の債務とみなす。
- 224.17 振興基金
罰金は全額、FIS ユース振興基金に払い込むものとする。
- 224.18 FIS ドーピング規則違反には、これらは適用されない。
- 225 上訴委員会
- 225.1 任命
- 225.1.1 FIS 理事会は、各競技のルール小委員会（ルール小委員会がない場合は、各競技の委員会）
から、上訴委員会の委員長と副委員長を任命する。委員長ができない場合、または偏見や
先入観のため不適格な場合、副委員長が議長を務める。
- 225.1.2 委員長は、上訴またはヒアリングのために提出された各ケースのため、各競技のルール小
委員会、または各競技の委員会から、3 名の上訴委員会委員を任命する。この 3 名のなか
に委員長自身を入れることも可能である。決定は多数決とする。

225. 1. 3 偏見や先入観を避けるため、またはそれらが現れるのを避けるため、上訴委員会に任命される委員は、上訴中の違反者と同じ国の連盟に所属する者であってはならない。さらに、上訴委員会に任命された委員は、違反者に対し良くまたは悪く抱いている偏見や先入観を委員長に自発的に報告しなければならない。偏見や先入観をいだいている人は、委員長により上訴委員会の委員として不適任とされる。委員長は、副委員長により不適任とされる。
225. 2 責任
225. 2. 1 上訴委員会は、競技ジュリー決定に対する、違反者または FIS 理事会による上訴に関してのみヒアリングを開く。もしくは、競技ジュリーが制裁の規則に規定された以上のペナルティを勧告し、上訴委員会に問い合わせた事柄に関してのみ、ヒアリングを開く。
225. 3 手続き
225. 3. 1 上訴の当事者全員が、ヒアリング時間の延長に書面で同意しない限り、上訴は、委員長が上訴を受領した後 72 時間以内に結審しなければならない。
225. 3. 2 上訴及び返答は全て、書面で提出しなければならない。これには、当事者が上訴を支持または返答する際に、提供するつもり証拠も含まれる。
225. 3. 3 上訴の場所と形式については、上訴委員会が決定する。（電話会議、当事者、E メール交換）
- 上訴委員会委員は、その判決が公になるまで上訴の守秘義務を尊重することを要求され、審議中、他の委員のみと相談することが要求される。
- 上訴委員会委員長は、不相当な方法とならない限り、当事者から追加の証拠を要求することができる。
225. 3. 4 上訴委員会は、224. 15 条に従い、上訴費用の配分を行う。
225. 3. 5 上訴委員会の判決は、審議やヒアリングの終了時に口頭で言い渡すことができる。判決と判決理由は書面で FIS に提出し、FIS が、それらを、当事者とその所属国連盟、決定を上訴されたジュリーメンバー全員に送る。また、審議書は FIS 事務局で入手可能である。
225. 4 控訴
225. 4. 1 上訴委員会の判決について、FIS 定款 52; 52. 1 条、52. 2 条に従って、FIS 裁判所に控訴することができる。
225. 4. 2 FIS 裁判所への控訴は、上訴委員会判決の公表日から定款 52. 1 条、52. 2 条に規定する期日に従い、FIS 事務局長へ書面で提出する。
225. 4. 3 上訴委員会または FIS 裁判所への上訴により、競技ジュリー、上訴委員会、または理事会のペナルティ決定の執行が遅れることはない。
- 226 制裁の違反
- 223 条または FIS アンチドーピング規則に基づき下された制裁に違反した場合、理事会は妥当と考えるさらなる制裁を科すことができる。このような場合、次の制裁のいくつかまたは全てを適用することができる：
226. 1 関与した個人に対する制裁：

- 文書戒告；
及び／または
- 100,000 スイスフラン以下の罰金；
及び／または
- 一段階上の競技会出場停止処分一例：ドーピング違反に対して3ヶ月間の出場停止処分が科された場合、この出場停止処分に違反すると、2年間の出場停止処分の原因となる。ドーピング違反に対して2年間の出場停止処分が科された場合、この出場停止処分に違反すると、生涯出場停止処分の原因となる；
及び／または
- 関与した個人のアクレディテーションの取り消し。

226.2

- 各国スキー連盟に対する制裁：
 - 各国スキー連盟へのFIS財政支援の取り消し；
及び／または
 - 当該国内の今後のFIS大会のキャンセル；
及び／または
 - FIS加盟国の権利の全てまたは一部取り消し。FISカレンダー競技会への参加、FIS総会での投票権、FIS委員会における委員資格を含む。